

地域活動を行う  
学生団体の皆様へ！！

# 市内公共施設が 【無料】で 使えます！！

※冷暖房料は対象外



どんな  
団体が  
対象？

米沢市内で地域課題解決や地域活性化につながる活動をし、  
下記①～③を全て満たす学生団体  
① 構成員の過半数が大学生  
② 山形大学工学部、米沢栄養大学、米沢女子短期大学の学生が含まれる  
③ 営利を目的としない

対象  
施設は？

米沢市内のコミュニティセンター（18ヶ所）&旧学校利用施設（7ヶ所）  
上記、身近な公共施設が対象！（施設使用料が減免となります。）  
※ただし、冷暖房料は団体で負担

利用の  
流れは？

- ①R8.2月：「減免利用登録申請」をして、登録許可をもらう
- ②R8.4月～：許可を得た団体は、各施設で減免申請をして利用
- ③R9.3月：1年間の活動報告書を提出

詳細はこちら↓



学園都市推進協議会

事務局：米沢市地域振興課若者支援担当

0238-22-5111  
(内線2807)

wakamono-t@city.yonezawa.yamagata.jp



事前登録が必要です！！

R8.4.1 使用開始分  
事前登録締切

2/27

金

